

厚生労働省北海道労働局発表
令和6年10月3日(木)

厚生労働省
北海道労働局職業安定部職業安定課
課長 小林 一哉
課長補佐 成田 将之
電話 011-709-2311 (内線 3675)

若者雇用促進法に基づく ユースエール認定企業が決定しました

厚生労働省北海道労働局(局長 三富 則江)は、函館公共職業安定所管内の「株式会社 菅原組」及び「株式会社 CAMセンター」をユースエール認定企業として認定しました。

「ユースエール認定制度」とは、若者雇用促進法に基づき、若者の雇用・育成に関する一定の基準を満たす優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

【ユースエール認定企業】

① **株式会社 菅原組** (所在地: 函館市浅野町4番16号)

- ・ 認定日: 令和6年9月10日
- ・ 事業内容: 建設業(土木工事業)
- ・ 認定通知書交付式: 令和6年10月7日(月) 15:00～
ハローワーク函館において実施予定です。

② **株式会社 CAMセンター** (所在地: 函館市富岡町2丁目29番12)

- ・ 認定日: 令和6年9月10日
- ・ 事業内容: ソフトウェア業
- ・ 認定通知書交付式: 令和6年10月7日(月) 15:30～
ハローワーク函館において実施予定です。

※認定通知書交付式当日の取材等については、10月4日(金)16時までに下記担当までご連絡下さい。

【連絡先】 ハローワーク函館 TEL 0138-26-0735 担当: 本田

※ユースエール認定制度の認定基準や認定企業の詳しい情報(「PRシート」)については、「若者雇用促進総合サイト」(<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp>)に掲載しています。